**兼務を必要とする理由書（例１）**

1. 当事業場には、電気主任技術者免状の交付を受けている者がいない。
2. 当事業場は、比較的小規模な施設である。
3. 兼務させようとする　　　　　　は、　　　　　　　の従業員であり、電気保安に深い経験を有し、かつ、当事業場の設備に関する技術指導者でもあるので、今回、当事業場の電気主任技術者として兼務させたい。
4. 当事業場の最大電力が2,000キロワット以上又は、電圧が7,000ボルトを超えるときは、専任の電気主任技術者を選任いたします。

**兼務を必要とする理由書**

**（例２：親会社の社員など設置者間に資本関係がある場合）**

1. 当事業場には、電気主任技術者免状の交付を受けている者がいない。
2. 当事業場は、比較的小規模な施設である。
3. 兼務させようとする　　　　　　は、　　　　　　　　　　　　　　　　【同系列の場合：下記のとおり当社の資本出資により、密接な関係にある　　　　　　　　　　】の従業員であり、電気保安に深い経験を有し、かつ、当事業場の設備に関する技術指導者でもあるので、今回、当事業場の電気主任技術者として兼務させたい。

記

□□□□株式会社

○○○○株式会社

資本出資：100パーセント

1. 当事業場の最大電力が2,000キロワット以上又は、電圧が7,000ボルトを超えるときは、専任の電気主任技術者を選任いたします。